

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、糖価調整法第 9 条第 1 項第 1 号によりその輸入申告のときに適用される平均輸入価格と国内産糖合理化目標価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて 3 カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

糖価調整法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき同号八の農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の 3 ヶ月ごとに次のように定められ告示された。

- ・適用期間 平成 15 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日まで 1,000 キログラムにつき 2,745 円
(平成 15 年 3 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 15 年 7 月 1 日～ 9 月 30 日まで 1,000 キログラムにつき 2,706 円
(平成 15 年 6 月 27 日告示)
- ・適用期間 平成 15 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日まで 1,000 キログラムにつき 2,612 円
(平成 15 年 9 月 26 日告示)
- ・適用期間 平成 16 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日まで 1,000 キログラムにつき 2,619 円
(平成 15 年 12 月 26 日告示)

(5) 指定糖調整金単価の時限的引き下げ

糖価調整法附則第 2 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める額は、平成 15 年 9 月 30 日をもって適用期間が終了した。

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

15 砂糖年度に適用される糖価調整法第 11 条第 1 項の規定による異性化糖調整基準価格、同法第 15 条第 1 項第 1 号の規定による農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第 24 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成 15 年 9 月 12 日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000 キログラムにつき 171,465 円 (172,725 円)
- ・異性化糖調整率 100 分の 11.25 (100 分の 11.34)
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000 キログラムにつき 772 円 (1,043 円)

(注) () 内の数字は 14 砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格

糖価調整法第 13 条第 1 項の規定による国内産異性化糖及び同法第 2 項の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖(以下「輸入異性化糖等」という。)

の機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあつては、輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定により、国内産異性化糖の原料でんぶんの価格並びに異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要生産地域における市価の平均額、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された。(第2表)

- ・適用期間 平成15年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 91,728円(平成15年3月28日告示)
- ・適用期間 平成15年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 92,894円(平成15年6月27日告示)
- ・適用期間 平成15年10月1日～12月31日まで
1,000キログラムにつき 93,030円(平成15年9月26日告示)
- ・適用期間 平成16年1月1日～3月31日まで
1,000キログラムにつき 92,831円(平成15年12月26日告示)

(3) 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、糖価調整法第11条第1項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣により定められ、3ヶ月ごとに告示された。

- ・適用期間 平成15年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 94,952円(平成15年3月28日告示)
- ・適用期間 平成15年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 93,240円(平成15年6月27日告示)
- ・適用期間 平成15年10月1日～12月31日まで
1,000キログラムにつき 99,876円(平成15年9月26日告示)
- ・適用期間 平成16年1月1日～3月31日まで
1,000キログラムにつき 98,847円(平成15年12月26日告示)

(4) 機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、糖価調整法第15条第1項の規定により、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の四半期ごとに算定された。

なお、この算定価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖標準価格をもって機構売戻価格となるが、平成15事業年度は年度を通してこれに該当した。

第1表 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年度	区分 四半期	NY11の平均値		平均 輸入価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産大 臣の定める 軽減額	特例措置 による 減額	売買差額 (調整金)	決 定 売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円 換 算 (円/MT)						
15年	4～6月	8.73	23,097	29,880	41,028	2,745	10,000	28,283	58,163
	7～9月	7.56	19,945	26,730	42,092	2,706	10,000	29,386	56,116
	10～12月	7.05	18,557	24,940	42,368	2,612	-	39,756	64,696
16年	1～3月	6.88	16,720	23,100	42,989	2,619	-	40,370	63,470

(注) 糖価調整法第23条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4～9月(14砂糖年度)においては23,836円が、10～3月(15砂糖年度)においては24,868円が加算される。

第2表 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度 年月日		区 分	平均供給価格 (買入価格)	売 戻 価 格	売買差額単価	標 準 価 格
15 事 業	14 砂 糖 年 度	15年 4～6月	91,728	94,952	3,224	94,952
		7～9月	92,894	93,240	346	93,240
年 度	15 砂 糖 年 度	10～12月	93,030	99,876	6,846	99,876
		16年 1～3月	92,831	98,847	6,016	98,847

(注) 1. 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

2. 法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が加算される。

15年4月～9月.....1,043円 15年10月～16年3月.....772円

4 国内産糖関係決定価格

(1) 最低生産者価格

最低生産者価格は、糖価調整法第20条に基づき、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として決定されることとなっている。

平成15年産については、てん菜及びさとうきび共に平成14年10月18日に次のように告示された。

ア てん菜

糖 度	16.7度以上17.0度以下のもの	
	1,000キログラムにつき	16,840円

イ さとうきび

糖 度	13.1度以上14.3度以下のもの	
	1,000キログラムにつき	20,300円

(2) 国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は、糖価調整法第21条に基づき、国内産糖の原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他経済事情を参酌して算出される額から平均輸入価格等を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除し決定されることとなっている。

平成15年産については、てん菜糖及び甘しゃ糖の国内産糖交付金単価は、共に平成15年10月20日に次のように告示された。(第3表)

ア てん菜糖

(ア)てん菜原料糖以外のもの	1,000キログラムにつき	82,312円
(イ)てん菜原料糖	1,000キログラムにつき	89,424円

イ 甘しゃ糖

(ア)鹿児島県産	1,000キログラムにつき	205,421円
(イ)沖縄県産		
沖縄県本島	1,000キログラムにつき	203,321円
沖縄本島内	1,000キログラムにつき	202,421円
沖縄本島以外(除く南北大東)	1,000キログラムにつき	207,771円
南・北大東島	1,000キログラムにつき	211,121円